

平成 18 年度における独立行政法人国民生活センター  
役員退職金に係る業績勘案率（案）の基準値について

平成 年 月 日  
内閣府独立行政法人評価委員会  
国民生活センター分科会長 山 本 豊

平成 18 年度における独立行政法人国民生活センターの退職役員に関する業績勘案率（案）の基準値については、以下のとおりとする。

理事 XXXXXXXXXX 平成 18 年度における業績勘案率の基準値は 1. 0 とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成 17 年 8 月 23 日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成 18 年 11 月 2 日開催の国民生活センター分科会において審議  
平成 18 年度における当該役員が在職した法人の業務の状況は、18 年度計画に沿って順調に行われており、前年度の業務実績などを総合的に勘案して決定

## 平成18年4月1日～8月31日における■■■■前理事の業績について

総務企画部（総務・業務企画立案・総合調整・業績評価等）、経理管理部、相談調査部を所掌し、担当業務を積極的に推進した。

### ○企画調整業務

中期計画に基づく年度計画については、平成17年度計画の実績評価では大部分の評価項目においてA評価を達成し、18年度も引き続き積極的な総合調整を行っている。また、年次報告書「消費生活年報」の作成にあたり、掲載情報の選定について積極的に指揮を執った。

### ○経理管理業務

中期計画に基づく「平成18年度計画」の着実な遂行を図るため、実施計画予算を策定すると共に効果的・効率的な予算執行に努めた。

### ○相談調査業務

苦情処理専門委員会において次の2件について検討会を開催し、専門家と共に法的考察を行った。

- ① 外国の航空会社の指示によって預けた手荷物紛失に関するトラブル
- ② 個人情報の利用と生命保険にかかわるトラブル

苦情相談を基にした次に挙げる情報提供について指揮を執り、被害の拡大防止と未然防止に貢献した。

- ① 未公開株をめぐる苦情相談が急増(2006-04)
- ② 個人情報保護法施行後1年間の相談概要について(2006-06)
- ③ 架空請求は依然高水準、手口はより巧妙に引き続き注意を！(2006-06)
- ④ 増加する葬儀サービスのトラブル(2006-07)
- ⑤ 海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引の被害に注意！(2006-07)
- ⑥ 多発する原野商法の二次被害(2006-07)
- ⑦ クリーニングサービスのトラブル防止のために(2006-08)

調査研究について、次に挙げる研究会開催や研究書誌の発行など、積極的に展開した。

- ① 不招請勧誘の制限に関する調査研究（研究会）
- ② 高齢者ホーム等の入居者の権利擁護に関する調査研究（研究会・調査）
- ③ 保育サービスの現状と課題に関する調査研究（研究会・調査）
- ④ 第37回国民生活動向調査（アンケート）
- ⑤ 国民生活研究46巻第2号（編集・発行）

評価項目（平成17年度）	評価
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
一般管理費については、経費の効率的な執行に努める。業務経費については、国民に対して提供するサービスその他の質の向上の目的を達成するため、有効かつ効率的な執行に努める。 最適化計画を、平成17年度末までに策定する。	A A
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 消費生活情報の収集 ②消費者トラブルメール箱 ・「消費者トラブルメール箱」について、3,500件を上回る情報を収集する。 ・「消費者トラブルメール箱」に寄せられた情報について、年度内に4回、収集結果やトラブルの概要を公表する。	A A
(2) 国民への情報提供 ①報道機関等を通じた情報提供 ・P I O－N E Tの情報やセンターが処理した苦情相談を分析し、その結果を年度内に20テーマ以上提供する。また、これらの被害の未然防止や拡大防止の観点から必要がある場合には、関係事業者（団体）及び関係行政機関への要望及び情報提供を行う。	A
(3) 苦情相談 ①苦情相談 ・消費生活専門相談員、弁護士、専門技術者等を配置して専門的相談の充実を図り、消費者被害の複雑多様化、国民生活に関連する新たな法律の制定等に適切に対応しつつ、懇切、迅速かつ公正に、あっせん等による苦情相談処理を行う。 ②個人情報に関する苦情相談 ・個人情報保護相談データベースを稼働させ、センター及び地方センターに寄せられた個人情報に関する相談情報を収集する。 ・個人情報の保護に関する法律の制定や同法第7条に基づく基本方針の策定を受けて、円滑かつ的確な苦情処理を確保するため、国民からの個人情報に関する相談専用電話を設置するなど苦情相談機能の充実強化を図る。 ・個人情報保護法の全面施行後に、地方センター等に寄せられた事例を収集・編纂する。 ③地方センターの苦情相談処理への支援 ・経由相談の実施や消費生活相談緊急情報、製品事故情報の発行などにより、地方センターの苦情相談処理への支援を通じて、その中核的機関としての役割を適切に果たす。 ・年度内においては、全相談（個人情報保護に関するものを除く）件数に占める経由相談（個人情報保護に関するものを除く）の比率が43%以上とする。 ④消費者苦情処理専門委員会 ・都道府県の苦情処理委員会や地方センター等の苦情処理の推進に資するため、小委員会を活用するなど柔軟な運用に努め、年度内に4件以上の情報提供を行う。 ⑤苦情処理・紛争解決に関する総合的窓口機能の整備 ・政府内におけるADR機関の連携等に関する検討の動向等を踏まえ、ホームページにADR（裁判外紛争処理）機関情報の専用コーナーを新設することにより、消費者トラブルに係る総合的窓口としての機能整備に着手する。	A A A A A A B A
(4) 関係機関への情報提供 ①地方センターへの情報提供 ・「消費生活相談緊急情報」の地方センターへの電子配信について検討の上、実施する。 ②行政機関等との情報交流 ・法令に基づく裁判所、警察、弁護士会からの照会について、P I O－N E T情報や相談処理を行う中で把握した情報を活用して対応する。 ③消費者団体、事業者団体、NPO等との情報交換 ・平成17年度内に、4以上の事業者団体等と定期的な意見交換会を開催する。	A A A
(7) 調査研究 ・国民生活の動向、消費生活に関する諸問題の中から消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O－N E Tなどセンターの収集した情報などを用いて調査研究を行う。 ・終了した調査研究や実施予定の調査研究課題について、外部有識者による評価を実施する。	A A
3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A
7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項	
(3) 中期目標期間を超える債務負担 平成17年度から平成21年度までのコンピュータの賃貸借	A